

鬼怒川堤防調査委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「鬼怒川堤防調査委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、平成27年9月関東・東北豪雨により、利根川水系鬼怒川で発生した堤防の決壊について、被災原因を特定し、被災状況に対応した堤防復旧工法を検討することを目的とする。

(検討内容)

第3条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検討する。

- (1) 利根川水系鬼怒川の堤防決壊の原因の特定
- (2) (1) を踏まえた堤防復旧工法

(組織等)

第4条 委員会は、国土交通省関東地方整備局河川部長が設置する。

(委員会)

第5条 委員会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員長代理)

第7条 委員会には委員長代理を置き、委員長の指名によりこれを定める。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときはこの限りでない。
- 3 委員会は、目的を達成するために必要があると認めるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代行する。

(委員会の公開)

第 9 条 委員会は、原則として公開とする。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案等に影響を及ぼす恐れがあるため、公開することが適切でない場合は、非公開とすることがある。なお、報道関係等のカメラ撮りは委員会冒頭のみ可能とする。

2 議事内容の公開は、議事要旨の形式で、出席した委員の確認を得た後、後日、関東地方整備局ホームページで公表するものとする。

3 委員会資料は、後日、関東地方整備局ホームページで公表する。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案に影響を及ぼす恐れがある等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

第 10 条 事務局は、関東地方整備局河川部河川計画課及び下館河川事務所に置く。

(その他)

第 11 条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 9 月 28 日から施行する。

鬼怒川堤防調査委員会

委 員 名 簿

委 員	い け だ ひろかず 池田 裕一	宇都宮大学 大学院 工学研究科 地球環境デザイン学専攻 教 授
委 員	さ さ き てつや 佐々木 哲也	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 上席研究員
委 員	し み ず よしひこ 清水 義彦	群馬大学 大学院 理工学府 教 授
委 員	せ き ね まさと 関根 正人	早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 社会環境工学科 教 授
委 員	た か は し あきひろ 高橋 章 浩	東京工業大学 大学院 理工学研究科 土木工学専攻 教 授
委 員	とう は た いくお 東畑 郁生	公益社団法人 地盤工学会 会 長
委 員	は っ と り あつし 服部 敦	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部河川研究室 室 長
委 員	や す だ すすむ 安田 進	東京電機大学 理工学部 建築・都市環境学系 研究推進社会連携センター長 教 授

(敬称略 五十音順)